

2026 年度
神戸市こどもの居場所づくり補助金

募集案内

2025 年 12 月

【目次】

1. 事業趣旨	2
2. 補助対象事業	2
3. 補助対象団体	4
4. 補助金額	4
5. 補助対象経費	5
6. 補助対象期間	6
7. 応募方法	6
8. 補助団体の選定方法	7
9. 事業報告	7
10. 補助金の交付	7
11. その他	8
12. 問い合わせ先及び送付先	8
参考 1 補助金の申請から交付決定、事業実施の流れ	9
参考 2 補助金に関する FAQ	11

1. 事業趣旨

神戸市では、身近な地域で子どもたちの育ちを支援するため、食事提供や学習支援、団らんなどを通して様々な学びや体験の機会を提供するとともに、すべての子どもたちが安心して過ごすことのできる「こどもの居場所づくり」を推進しています。

対象を限定せず、地域の子どもたちを広く受け入れ、地域の中で子どもたちの育ちを支え、見守る場所として広げていくことを目的に、居場所づくり実施する地域団体等に対し、予算の範囲内で補助を行います。

2. 補助対象事業

- おおむね **10 名以上の児童**（主に小・中学生）を対象に、
- 「**食事提供（こども食堂）**」もしくは「**学習支援**」を、
- **年間通じて 12 日以上（月 1 回以上）※、1 回あたり 2 時間以上実施する場合**
に補助対象とします。

※夏休みなどの長期休業中に集中して 12 日以上実施する場合も補助対象とします。

居場所に参加するこどもたちについては、対象を限定せず、広く受け入れることが条件です。また実施場所について、地域住民の理解と協力を得られていることが前提です。

（1）事業の対象者

主に小学生及び中学生

（特別な事情がある場合を除き、おおむね 10 名以上の参加が見込まれること）

（2）実施内容

下記（ア）（イ）に掲げる事業で、両方実施することも可能

（ア）「**食事提供（こども食堂）**」…食事を調理し、提供する事業を含むこどもの
居場所づくり

- ・ 原則、平日の夕食を調理し、提供するものとします。ただし、土日や学校長期休業中などに実施する場合においては、朝食や昼食の提供も可とします。
- ・ 調理設備のある場所が確保できず、調理することが困難な場合等、食事を調理して提供することが困難な場合においては、調理を伴わない食事（弁当等）の提供も可としますが、調理の有無に関わらず原則会食形式の実施を補助対象とします。
- ・ 食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導に従い、衛生管理等に十分に配

慮してください。また、調理担当者は、可能な限り食品衛生責任者養成講習会などの食品衛生にかかる講習等を受講するようにしてください（受講料は補助対象経費とします）

- ・ 食物アレルギー等の有無について保護者等に確認し、適切な対応を行ってください。
- ・ 食事代については、課題を抱えたこどもでも参加しやすいよう負担軽減に努めること。また、継続的な運営が可能となるよう、大人（保護者や地域の参加者等）からは徴収するようにしてください
（令和7年度は、約9割の団体が大人の利用者負担を徴収しています。）

（イ）「**学習支援**」…学習習慣の定着のため、宿題や自主学習を支援する事業を含む
こどもの居場所づくり

- ・ 学習支援に携わるボランティアには、教員 OB や大学生等に積極的に参加いただくよう工夫してください。
- ・ こども1～4名に対し1名以上配置するように心がけてください。

※こどもたちの意見をよく聞きながら実施するよう努めてください。

また、食事提供や学習支援に加えて、自主的に体験活動（読書、外遊び、収穫体験、調理体験など）に取り組む団体も出てきています。他団体の活動を参考にしたいという団体がありましたら、各区の社会福祉協議会において開催している情報交換会なども積極的に活用してください。

（3）実施頻度

年間を通して、12日以上（月1回以上）実施し、1回あたり2時間以上実施すること。

ただし、夏休みなど長期休業中に集中して実施する場合（例えば、夏休みに12日間実施する場合）は補助対象とします。

実施頻度	年間実施日数
月1回	年間12日以上
月2回	年間24日以上
週1回	年間48日以上
週2回	年間96日以上

（4）補助対象外となる事業

- ① 営利を目的とした事業
- ② 政治的活動・宗教的活動
- ③ 児童の特性などによって利用児童を限定する事業

- ④ 有料で行う事業（食事などの実費徴収は可）
- ⑤ 教室事業や競技目的のための事業
- ⑥ 国、兵庫県、神戸市、神戸市の外郭団体からの助成等と重複する事業
- ⑦ その他、趣旨に合致しない事業

また、神戸市が行う学童保育事業や神戸っ子のびのびひろば事業と時間帯や実施日、実施内容が重なる場合、補助対象としない場合があります。

3. 補助対象団体

市が適当と認める地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の **6 か月以上** の活動実績※を有する団体で、実施場所の地域住民等と連携して事業を実施する団体

なお、法人格を有しない団体（ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く）においては、下記のすべての条件を満たしていれば申請可能です。

- ・ 団体の構成員が **5 名以上**
- ・ 構成員の過半数が神戸市内在住・在勤または在学
- ・ 構成員の過半数が地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の **6 か月以上** の活動実績を有すること

[補助対象外となる団体]

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体

※「市が適当と認める地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等」は、こどもの居場所づくり事業（こども食堂や学習支援）でなくてもかまいません。また、例えば子育てサロンや高齢者を対象とした活動など居場所づくりと対象年齢が異なる活動でも実績として認めています。（ただし、事業として実施しているもの（就労支援事業所の活動、放課後デイサービス、のびのびひろば）等は、対象外となります。）

4. 補助金額

補助金額は、下表に掲げる年間通算の実施日数に応じた区分の補助基準額を適用し、算出した合計額（上限 148 万円。別途備品購入費上限 10 万円を加算）を上限とし、予算の範囲内で決定します。

※審査の結果、申請された区分とは異なる区分での交付決定を行う場合があります。

【補助基準額】（年額）

実施内容	月 1 回 (年 12 日以上)	月 2 回 (年 24 日以上)	週 1 回 (年 48 日以上)	週 2 回 (年 96 日以上)
食事提供	110,000 円	220,000 円	440,000 円	780,000 円

(こども食堂等)				
学習支援 (宿題見守り等)	100,000 円	200,000 円	400,000 円	700,000 円

※今般の食材費の高騰による影響を考慮し、食事提供の補助金を増額しています。

上記日数は、毎月定期的に実施していただくことを基本としますが、学校の長期休業中に集中して上記日数の一部または全部を実施しても構いません。

また、新たに居場所を立ち上げる場合の備品等購入費を下記の通り補助します。

備品等購入費は、こどもの居場所の開設時の必要な物品の購入に充ててください。

【補助基準額】(年額)

実施内容	備品等購入費	
食事提供 (こども食堂等)	50,000 円	100,000 円
学習支援 (宿題見守り等)	50,000 円	

※すでに本補助を受けている団体における実施頻度を増やすなどの規模の拡大は、補助対象外です。

【補助金の減額や返還について】

- ・ 予定していた実施日数に達しない場合は、補助金を返還いただく可能性があります。
- ・ 天災や感染症対策等により、やむを得ず実施できない場合においては、実施日数としてカウントできます。上記事由により実施できなかった場合は、必ず市こども未来課にご報告ください。また、やむを得ず中止になった場合でも、準備のためにすでに支出した費用については、補助の対象となります。ただし、未使用金については返還の対象となります。

【補助申請金額の算出について】

- ・ 年度当初から事業を開始する場合、別で定める申請期間に申請すれば、4月1日を起算日として補助します。
- ・ 年度途中で事業を開始した場合は、月割額で補助します。また、補助基準額については、実施日数を、年間を通して実施するものとして計算し、その日数の区分を適用します。この場合の補助金は、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、補助金額を決定します。

5. 補助対象経費

事業の実施に要する経費のうち、次の経費が補助の対象となります。

費 目	内 容
人件費	ボランティアや外部講師の謝金等人件費、交通費、研修費（食品衛生責任者養成講習会受講料など）
事業費	教材費、材料費、消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場借上費、備品購入費

- ・ 団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外となります。
- ・ また、講師謝礼やその他の人件費をはじめ、通常より著しく高額な経費と判断される部分については補助対象外となります。
- ・ 備品購入にあたっては、高額なもの（5万円を超えるもの）や居場所以外にも使用するものは補助対象外となります。不明な点があれば、購入前にご相談ください。

6. 補助対象期間

それぞれの申請期間に応じた補助対象期間は下記の通りです。

	補助対象期間	申請期間 (締め切り日)	採択通知	補助金 交付決定通知
第1期	2026年4月1日～ 2027年3月31日 (12か月間)	2026年 1月16日(金)	2026年 2月下旬頃	2026年 4月上旬頃
第2期	2026年10月1日～ 2027年3月31日 (6か月間)	2026年 7月17日(金)	2026年 8月下旬頃	2026年 9月下旬頃

※ただし、本募集は令和8年度一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく補助決定をしないことがあります。また、補助交付決定額が予算の範囲を超えた場合、補助金の募集を予告なく終了する場合があります。

7. 応募方法

市ホームページに各種様式を掲載しているので、必要事項を入力の上、電子メールにてご提出ください。(アドレスはP.8参照)

応募いただいたのち、内容確認のために市からメールもしくは電話にてご連絡を差し上げます。

〈提出いただく書類〉

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書

- ・ 収支予算書
- ・ 従事者一覧
- ・ 応募団体の概要（定款、決算書、パンフレットなど）
- ・ 団体の地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の活動実績（6 か月以上）がわかるもの
- ・ 法人格を有しない団体（ふれあいのまちづくり協議会等地域団体は除く）は、活動目的、構成員、事業内容がわかるものに加え、構成員の名簿、構成員の地域活動又は児童の支援等に資する福祉活動等の活動実績（6 か月以上）がわかるものとしします。

8. 補助団体の選定方法

申請書の内容について、必要に応じて市のヒアリングや実施場所の現地確認などを行った上で、市の審査会において、書面審査により、公益性、こどもの居場所づくり事業の趣旨及び要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性、地域における支援の必要な児童の状況、地域における放課後事業（学童保育，神戸っ子のびのびひろば）の実施状況の他、実施予定地域における他の居場所づくりの実施状況や地域でのニーズ（実施小学校区における児童数等）も含めて総合的に判断し、補助の採否及び補助予定金額を決定します。

9. 事業報告

補助団体は四半期ごとに様式第 12 号および開催状況が分かる写真を、市こども未来課に提出してください。年間の事業期間終了後 1 か月以内又は市が定める期日までに、実績報告書（様式第 8 号）、収支決算書（様式第 9 号）、補助金の使途が確認できる明細一覧、領収書等の写し、開設日数及び利用者数がわかる一覧を提出いただきます。

- ※1 参加者から実費相当分の費用等を徴収している場合、補助金交付額は対象経費から利用者負担分を控除した残額となります。利用者負担分から先に対象経費に充てるようにしてください。
- ※2 事業報告書は、次年度以降の補助金の申請の際の参考とさせていただきます。
- ※3 事業報告書・会計の内容等について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行うことがあります。

10. 補助金の交付

実績報告書類等の内容を基に、補助交付金額の確定を行った後、各団体からの請求書（様式第 11 号）に基づいて交付します。

ただし、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合は、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いにて交付します。

補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとします。

11. その他

(1) 事業内容の変更

事業内容の変更については、軽微なものを除き、市に事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第 6 号）を提出し、市の承認を得る必要があります。

(2) 補助金の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

ア 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき

イ 補助金を対象事業以外に使用したとき

ウ その他神戸市こどもの居場所づくり補助金交付要綱の規定に違反したとき

エ 参加者の 1 日平均が 5 名以下の月があった場合

オ 長期休業中に集中して当該補助事業を実施する場合において、参加児童が 5 名以下の日が長期休業中の総実施日数の二分の一を超える場合

なお、取り消す補助金について、備品購入費補助金は含みません。

12. 書類送付先・問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

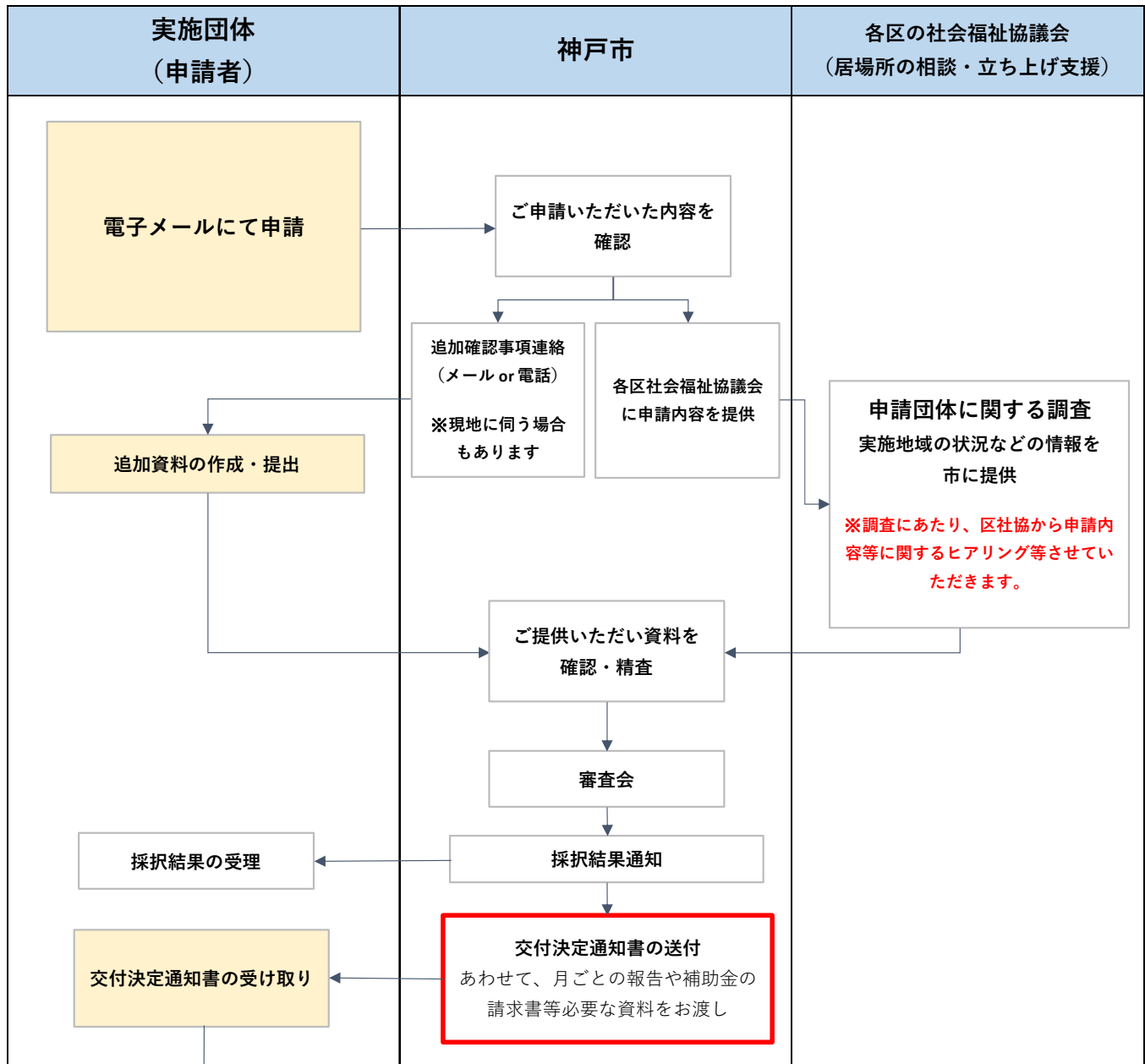
神戸市こども家庭局こども未来課

電話 078-322-6399

メール kk_ibasyoshinki@city.kobe.lg.jp

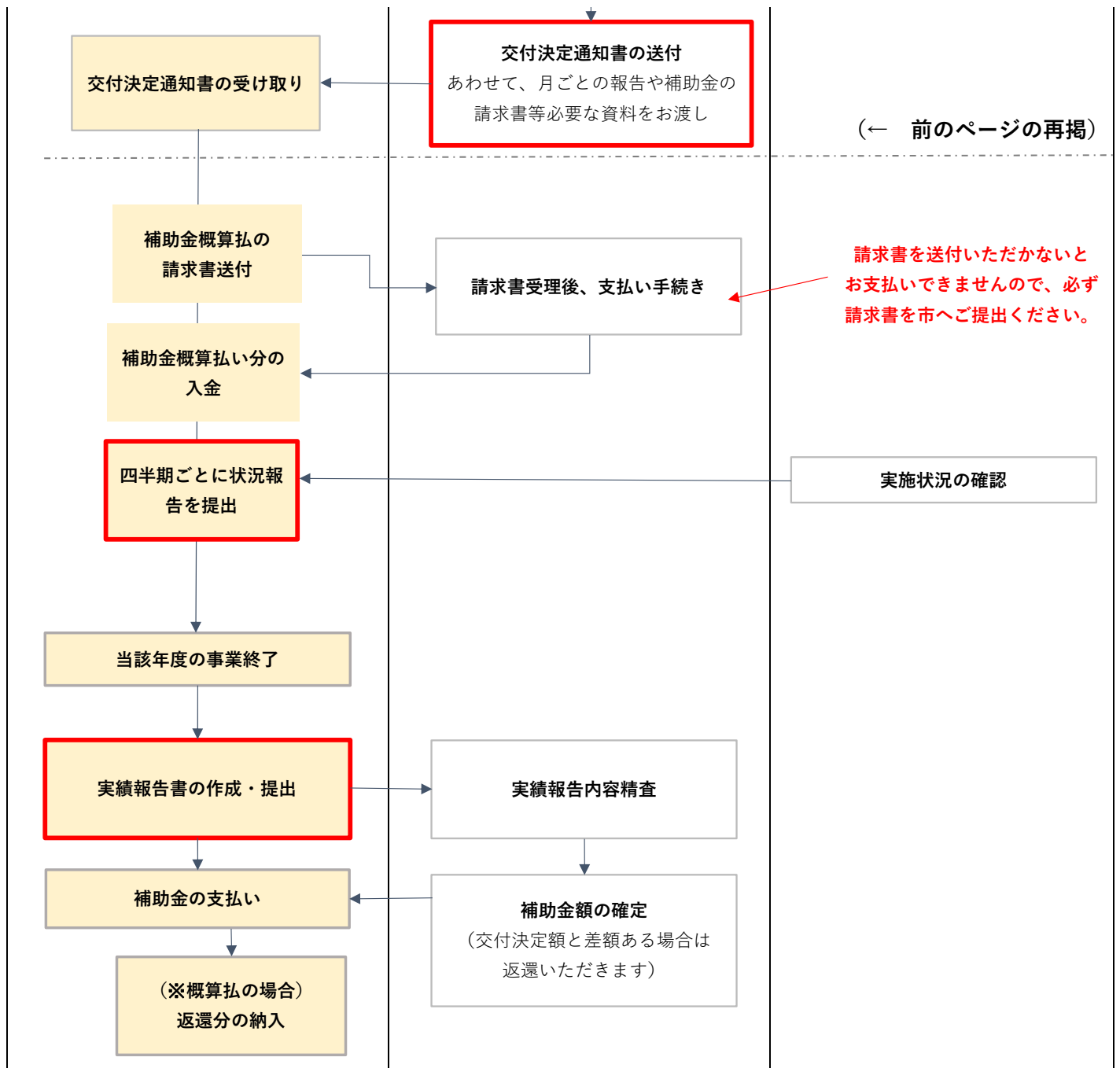
参考1 補助金の申請から交付決定、事業実施の流れ

【補助金申請から交付決定まで】



(次のページへ続く)

【交付決定から実績報告まで】



参考 補助金に関する FAQ

Q1. 提供する食事の内容に決まりはあるか。

軽食のみの提供（例：おにぎりのみの提供やコロッケ、唐揚げのみの提供など）は「食事」の対象には含まれません。

上記の他に特段の決まりはありませんが、子どもの成長のために、一汁三菜などを用意するなど栄養バランスに配慮してください。

調理等に当たっては、厚生労働省の「子ども食堂における衛生管理のポイント」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html)をご確認ください。

Q2. 両方実施する場合、実施時間は 4 時間しないといけないのか。

両方実施の場合も、最低 2 時間以上実施していれば補助対象となります。

Q3. 参加する児童が 10 名未満の場合、補助金を減額されてしまうのか。

天災や警報発令時のほか、お盆休みや年末年始などで利用人数が少なくなるなど、特別な事情がある場合を除いて、ひと月の平均参加児童数が 5 名以下の月があった際には、様式第 14 号の事業改善計画書を該当月の翌月 20 日までに提出していただき、改善いただく必要があります。また、5 名以下の月が 3 か月間続く場合には、補助金の交付を取り消す場合もあります。

Q4. 子どもから参加費を取ってもよいのか

子どもからの参加費徴収は可能です。ただし広く子どもたちを受け入れていただくために、子どもでも参加しやすい金額に設定していただき負担軽減に努めてください。

また、継続的な運営が可能となるよう、大人（保護者や地域の参加者等）からは徴収するようにしてください（約 9 割の団体が大人の利用者負担を徴収しています。なお、大人の参加費は 1 回 300 円～500 円の団体が多くを占めています）。

Q5. 実施頻度について、決まった曜日や時間に実施しないといけないのか。

子どもたちにとっての「居場所」と言えるために、定期的集える場として開催していただくことが望ましいですが、例えば夏休み期間など長期休暇中にまとめて実施する場合でも可としています。この場合、年間の実施回数に応じて補助基準額を決定いたします。（定期的に実施している場合には、その回数との合算）

Q6. 実施ができなかった場合、その回数分の補助金は減額されるのか。

原則、実施できなかった回数分は補助対象外です。ただし、天災や警報発令時などの特別な事情があり、やむを得ず中止する場合には、準備にかかった経費等は補助対象とします。

Q7. 地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等とはどのようなものか

活動実績は、こどもの居場所づくり事業（こども食堂や学習支援）でなくともかまいません。また、必ずしも児童を対象とした事業の実績に限るものではなく、例えば子育てサロンや高齢者を対象とした事業など居場所づくりと対象年齢が異なる事業でも対象となる場合があります。ただし、法人あるいは団体の事業として実施しているものについては、対象とならない場合があります。詳細につきましては、市こども未来課までお問い合わせください。

Q8. 年度の途中で実施する場合の補助基準がいくらになるか

実施内容と実施頻度から補助金の年額を確認してください。

そのうえで、

「年額 ÷ 12 か月 × 実施月数」が補助基準額となります。

例えば 10 月 1 日事業開始、学習支援を週 1 回実施される場合、

「年額 400,000 円 ÷ 12 か月 × 6 か月（実施月数）」

= 199,000 円

が 10 月 1 日から（6 か月間）実施される場合の補助基準額です。

Q9. 夏季休暇期間中における「こどもの居場所」の実施について

夏季休暇期間中のみ、実施区分を変更（実施日数の増のみ）することが可能です。

例えば、『週 1 回』で交付決定を受けている団体が、8 月のみ『週 2 回以上』実施される場合、1 ヶ月分だけ『週 2 回以上』の区分で変更申請することが可能です。（補助金額は月割計算します。）

『週 1 回』の 1 ヶ月分（年額 400,000 円 ÷ 12 か月 ÷ 33,000 円）

『週 2 回以上』の 1 ヶ月分（年額 700,000 円 ÷ 12 か月 ÷ 58,000 円）

これらの差額である 25,000 円の変更申請が可能です。

詳細は、こども未来課までご連絡ください。

Q10. パソコンやタブレットは購入してもよいのか

単年度ごとの補助のため、リース契約であれば可能です。

Q11. 備品等購入費で購入できないものはあるか

備品等購入は高額でないものや居場所事業のみで使えるものが対象となります。購入できないものの事例としては以下のようなものがあります。

・5 万円を超えるような高額な大型家具、家電等（エアコン、冷蔵庫、テーブルセット等）

- ・通信機器（携帯電話、PC、タブレット等）
- ・その他居場所以外にも使用が可能なもの等（共有の場所に設置するもの等）

その他で購入に迷われるものがございましたら、一度ご相談ください。